

公益財団法人日本国防協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人日本国防協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、内外の国防に対する政治、経済、社会の情勢を明らかにし、わが国の防衛のあり方を探求すると共に、国防思想の普及に関する事業を行い、もってわが国の平和と独立の維持に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)国防思想の普及啓発事業

(2)その他この法人の目的を達成するに必要な事業

2 前項第1号の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、理事会及び評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、予め理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を経て、評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁へ提出しなければならない。

3 前1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を得なければならない。

定款

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の事業報告書及び決算書類等については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に行
政庁に提出しなければならない。
- 3 前1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5年間備え置き、一般の閲覧に供す
るとともに、定款を主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを
記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第
48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産
残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に評議員10名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選
任された外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任
する。
 - (1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。
以下同じ。)の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用 人
となった者も含む。)
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦
することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補
者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由

定款

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員(2以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

10 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠及び補充・増員として選任された評議員の任期は、前任者又は他の在任評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第13条 評議員は、無報酬とする。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認

(3) 定款の変更

(4) 残余財産の処分

(5) 基本財産の処分又は除外の承認

(6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

定款

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上15名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、7名以内を副理事長とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

定款

- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えるものであってはならない。監事についても、以下同様とする。
- 4 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係がある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えるものであってはならない。
- 5 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠及び増員として選任された理事又は監事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。

定款

(会長、副会長、顧問及び相談役)

第28条 この法人に 会長1名、副会長3名及び顧問、相談役を各々若干名置くことができる。

2 会長、副会長は、学識経験者のうちから、理事会において任期を定めたいえで選任する。

3 顧問及び相談役は、学識経験者のうちから、理事の推薦を受け理事長が選定を行い、任期を定めたいえで理事会に報告する。

4 会長、副会長、顧問及び相談役は、無報酬とする。

(会長、副会長、顧問及び相談役の職務)

第29条 会長、副会長、顧問及び相談役は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べるができる。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1)この法人の業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

定款

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第37条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第38条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併等により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第40条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその議決により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、学識経験者のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決により別に定める。

第10章 会 員

(会員)

第41条 この法人の主旨に賛同し、後援する個人又は団体を会員とすることができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事長が理事会の議決により別に定める。

第11章 事務局

(設置等)

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が 理事会の議決により別に定める。

第12章 個人情報の保護

(個人情報の保護)

第43条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事長が理事会の議決により別に定める。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

定款

第44条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることが出来ない場合は、官報に掲載する方法による。

第14章 補 則

(委 任)

第45条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事長が理事会の議決により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の認定後最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

(1)理事 平岡裕治 藤島正之 森 勉 安藤脩二 菅 博敏
種村良平 濱辺武吉 吉岡 誠 村野芳信 有馬雅男
小田 尚 鈴木国陽 高橋 巖 宮代知直 石黒高雄

(2)監事 川野武範 木下利之

4 この法人の最初の理事長は平岡裕治、副理事長は藤島正之及び森 勉とする。

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

阿部和可 飯塚正夫 入江繁実 北村昌之 三浦 功 白川尚弘
水崎勝彦 村井英樹 伴野富夫 宮川 隆 関 正 猪狩元秀
渡辺 尚 田畑紀江 馬場史郎

附 則(平成24年6月6日、評議員会決議)

この定款は、評議員会の決議のあった日から施行する。

附 則(平成25年3月4日、評議員会決議)

この定款は、評議員会の決議のあった日から施行する。

附 則(平成26年6月2日、評議員会決議)

この定款は、評議員会の決議のあった日から施行する。

附 則(平成27年6月4日、評議員会決議)

この定款は、評議員会の決議のあった日から施行する。

附 則(平成29年6月8日、評議員会決議)

この定款は、評議員会の決議のあった日から施行する。

附 則(平成30年6月7日、評議員会決議)

この定款は、評議員会の決議のあった日から施行する。

附 則(令和元年6月5日、評議員会決議)

この定款は、評議員会の決議のあった日から施行する。

附 則(令和2年6月16日、評議員会決議)

この定款は、評議員会の決議のあった日から施行する。

附 則(令和3年7月13日、評議員会決議)

この定款は、評議員会の決議のあった日から施行する。

附 則(令和4年3月21日、評議員会決議)

定款

この定款は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年6月9日、評議員会決議)

この定款は、評議員会の決議のあった日から施行する。

附 則(令和5年12月11日、評議員会決議)

この定款は、評議員会の決議のあった日から施行する。

附 則(令和7年6月9日、評議員会決議)

この定款は、評議員会の決議のあった日から施行する。

別表 基本財産(公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの)(第5条関係)

産種別	場所・物量等
預金	定期預金 みずほ銀行市ヶ谷支店：10,000,000円

この定款は、原本と相違ないことを証明します。

令和7年6月9日

公益財団法人 日本国防協会

理事長 岡部俊哉